

14 大学の社会的責任(USR)に関する事項

1) 内部監査制度

内部監査は各部署が所管する予算が法令および学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

内部監査には毎会計年度に1回行なう定期監査と学長の指示に基づいて随意行なう臨時監査の2種である。本年度の定期監査は平成16年度及び平成17年度の予算執行に係る抽出監査とし、主に以下の分野の業務について監査を行った。

- 他大学等における研究資金の不正使用に係わる問題が報道される状況に鑑み、公的な研究補助金を得て行っている研究分野の業務監査等。
- 本学において外注化された業務の領域が広がってきた状況に鑑み、業務委託契約や人材派遣契約に係わる事務処理の適切性に係る業務監査。

これら定期監査は結果をまとめ学長に提出し、今後は学長の指揮のもと改善が図られることとなる。

2) 事業評価制度

平成12年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築(スクラップ・アンド・ビルド)を目的としており、個々の事業の妥当性などを検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。

平成18年度においては第2回予決算会(7月6日)、第4回予決算会(11月16日)にて計254事業を対象に事業評価を実施した。本事業評価において、事業改善が必要とされた事業(①の「改善」、②の「C」、③の「2」)は、計21事業となった。これに対し、当該事業担当部署に改善計画の策定・報告を求め、その報告内容を部局長会で審議し事業の改善に努めるよう促した。

回	対 象	評 価
第1回 (7/6)	① ○前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 ○前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 ○特に事業評価を必要とする事業	継続：7事業、終了：19事業 評価保留：5事業 改善：14事業、廃止：0事業
	② ○前年度決算にて予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 ○収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または収入率が60%以下となった事業	A：0事業 B：32事業 C：5事業
	③ ○補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業 ○補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業	1：25事業 2：0事業
第2回 (11/16)	① ○当該年度の新規事業 ○年次計画で進行中の大型事業 ○部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業	継続：11事業、終了：22事業 評価保留：52事業 改善：2事業、廃止：0事業

対象	評価の種類
----	-------

①	継 続	事業を継続する
	終 了	事業の終了
	評価保留	事業実施中に伴う評価の保留
	改 善	事業継続にあたって事業内容や実施方法等改善が必要
	廃 止	事業の廃止（その中には一時的に休止するものも含む）
②	A	当初目的の事業が推進された上で、業者間の価格競合を伴う契約等により経費削減施策が実施されたと判断されるもの
	B	予算額の見込み違い（予算修正が補正予算締切に間に合わなかったものを含む）、または妥当性のある理由を伴う事業の先送り、もしくは中止によるもので、執行残が大学運営に及ぼす影響はないと判断されるもの
	C	予算執行残の原因となった事業の未執行が、教育研究活動を中心とした諸活動に影響を及ぼすと判断されるもの
③	1	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断されるもの
	2	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断できないもの

3) 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、倫理及び社会通念に合った大学運営を行うため法令を遵守し、継続的に規程整備及び研修に努めている。

平成 18 年度は、法令違反や人権侵害等を防ぐために、毎年度実施している人権啓発研修及びセクシュアルハラスメント防止に関する研修等に加え、主に次のような取り組みを実施した。

- 科学研究費補助金の適正管理と不正防止を目的とした「科学研究費補助金取扱要領」の制定。
- ネットワーク利用に関する手続き・遵守事項を定めた「ネットワーク利用規程」の制定。
- セクシュアルハラスメントの相談員制度の充実を目的として、学外の女性弁護士 2 名を相談員に委嘱。

4) 情報公開の取り組み

平成 17 年度の私立学校法改正を機に、事業計画書や事業報告書に関する情報にあわせて、在籍学生数や入学定員、学部構成等の大学基本情報を大学 HP に掲載し、情報公開に努めている。「龍谷」学内版においては、予・決算情報、学費情報・事業目的別収支情報など財務に関する情報を在学生やその保護者を中心に公開するとともに、冊子媒体に限らず、大学 HP において広く学内外に発信し、大学としての社会的説明責任を果たした。

また、平成 18 年度は相互評価および認証評価の審査を受けたがその結果についても大学 HP において公開している。さらに、法令に基づく情報公開だけではなく、学生の活躍や大学の諸活動、取り組みについて、広報『龍谷』や大学 HP、プレリリースなどを広報媒体として活用し、幅広く公開してきた。

5) 個人情報保護の取り組み

個人情報の保護については、平成 14 年に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、平成 17 年 4 月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個

個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、および相談窓口の設置等の取り組みを行っている。
平成 18 年度は、個人情報の管理や諸問題に関する情報収集を行い、継続的な改善・整備に努めた。
また、新規採用の教職員に対し、個人情報保護の責務と重要性を認識させるため、研修を実施した。

6) 環境への取り組み

本学は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」において、年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上 3,000kl 未満であるため、大宮キャンパスを除く深草および瀬田キャンパスが、「第二種エネルギー管理指定工場」に指定されている。本学はこれにより、エネルギー消費原単位の年平均 1%以上の低減を図る努力義務がある。

これを踏まえ、平成 16 年 7 月、省エネルギーに向けた改善方策の体系的取り組みを推進すべく、「省エネルギー推進委員会規程」を制定し、その中心的な位置づけを担う「省エネルギー推進委員会」を設置した。現在、京都議定書で定められている規制を実行する第一約束期間初年の平成 20 年度までの事業計画をもとに、省エネルギー推進に係るソフト面（主に意識改革）、およびハード面（設備の改善等）について積極的に取り組んでいる。

平成 18 年度は、主として啓発活動を中心に事業を推進し、学生をふくむ全構成員に徹底した省エネルギー推進に対する意識改革を行った。主な取り組みは、次のとおりである。

- 省エネルギー通信の発行
- 標語の募集、ポスター・チラシの作成
- 講演会の開催
- 施設、設備における改善